

公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、南国市が発注する物件等の一般競争（指名競争入札を含む。以下同じ。）入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 7 年 11 月 25 日

南国市長 平山 耕三

第 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和 7 年 12 月 1 日）における事項において、資格審査を受け、南国市競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者
- 2 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- 3 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 4 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 5 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年南国市規則第 2 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 6 令和 7 年 11 月 30 日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。
ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 南国市内に本店を有する事業者（以下、「市内業者」という。）について、代表者個人が令和 7 年 11 月 30 日までに納期限の到来した南国市の公租、公課ならびに使用料を滞納している者。
ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。

第 2 申請書の提出時期及び方法

1 申請書提出期間

令和 7 年 12 月 15 日（月）～令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時必着

ただし、電子申請システムによる提出は令和 8 年 2 月 14 日に日付が変わるまで送信可能

2 提出書類

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 添付書類
 - ① 営業概要書
 - ② 営業種目一覧表
 - ③ 営業実績調書（直近 1 年間の実績について記載。任意様式でも可）

- ④ 法人事業者は登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人事業者は代表者の身分証明書（いずれも写し可）
- ⑤ 印鑑証明書の写し又は使用印鑑届
実印を契約印として使用する場合は、印鑑証明書（写し可）
実印以外を契約印とする場合は、使用印鑑届（代表社印に商号が刻印されていないときは社印も押印すること。様式は任意。）
※委任先がある場合は、使用印鑑届を提出してください。
- ⑥ 納税証明書（委任先の営業所等の証明書も提出すること）（写し可）
(ア) 国税 個人事業者=証明書の様式その3の2（「その3」でも可）
法人事業者=証明書の様式その3の3（「その3」でも可）
(イ) 都道府県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
(ウ) 市区町村税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
(令和7年11月30日までに納期限の到来した税について、証明日が令和7年12月1日以降の滞納がない旨の証明書)
※東京23区に主たる営業所または委任先の営業所を有する法人の場合は、(ウ)は不要
※年度ごとの納税証明書のみを発行している自治体の場合は、直前1年分の全ての税目の納税証明書
- ⑦ 年間委任状（年間を通じて入札、契約等の権限を委任する場合のみ。様式は任意）
委任期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- ⑧ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 2部
(うち1部写し可。電子申請の場合は1部で可。)
- ⑩ 営業に係る許可証・認可証等の写し
- ⑪ 代表者個人の市税納税証明書または様式1（市内業者のみ）
代表者が南国市外に住民登録し、市税について課税がない場合は、様式1により南国市税務課において証明を受けてください。（証明日は12月1日以降）
- ⑫ 収納状況調査についての承諾書（市内業者のみ）（様式2）
- ⑬ 受付票
- ⑭ 返信用封筒（審査後受付票を返送する際に使用します。定型サイズに返送先を記入し、郵便料金に応じた切手を貼付。使用しない場合は返却します。ハガキは不可）
- ⑮ 提出書類チェックリスト

- ※ 提出書類⑬～⑯は、電子申請システムによる場合は不要です。
- ※ 納税証明書以外の官公署発行の証明書類については、証明日が申請の日から3ヶ月以内のものを添付してください。
- ※ 書面による提出においては、提出書類（申請書+添付書類①～⑯）は、A4判フラットファイアル綴じ（ピンク色）をしてください。添付書類⑬～⑯は綴じずに一番上にはさんでおいてく

ださい。

ファイルの背表紙に商号または名称を記入し、1部を提出してください。

3 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 申請書の提出先及び提出方法

南国市入札参加電子申請システム（<https://www.nssinsei.jp/nankoku-city>）を使用して提出または書面による提出とする。

書面の場合は、持参または郵送により南国市役所4階財政課へ提出すること。

〒783-8501 高知県南国市大塙甲 2301 番地

南国市役所 財政課管財係（令8年2月13日（金）午後5時必着）

電話番号 088-880-6552

(持参の場合は、期間中の土・日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く
午前8時30分から午後5時まで。ただし午後0時から午後1時までを除く。)

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～7に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。

第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、隨時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合にお

いては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。

第 7 その他

南国市上下水道局が発注する水道事業の一般競争入札においても南国市競争入札参加資格有資格者名簿を準用するため、上下水道局への別途提出は不要です。